

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

和歌山市企業局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新の申請期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新の申請期間
H10.4.1~H11.3.31	令和元年9月30日から <u>令和2年9月29日まで</u>
H11.4.1~H15.3.31	令和2年9月30日から <u>令和3年9月29日まで</u>
H15.4.1~H19.3.31	令和3年9月30日から <u>令和4年9月29日まで</u>
H19.4.1~H25.3.31	令和4年9月30日から <u>令和5年9月29日まで</u>
H25.4.1~R1.9.30	令和5年9月30日から <u>令和6年9月29日まで</u>

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**ダイレクトメールにて通知**します。

なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

●指定更新の要件は**水道法第25条の2(指定の申請)**に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

◇更新申請についてのお問い合わせは
和歌山市企業局 営業課
TEL:073-435-1128